

○宮崎大学農学部附属動物病院規程

平成 19 年 3 月 20 日
制 定

改正 平成 19 年 5 月 15 日 平成 22 年 3 月 8 日
令和 5 年 12 月 19 日

(趣旨)

第 1 条 宮崎大学農学部附属動物病院（以下「動物病院」という。）の組織運営については別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 動物病院は、獣医学に関する臨床教育及び学術研究を行うとともに技術の普及を図り、併せて地域動物医療の進展に寄与するものとする。

(組織)

第 3 条 動物病院に次の職員を置く。

- (1) 動物病院長（以下「病院長」という。）
- (2) 動物病院専任教員（以下「専任教員」という。）
- (3) 獣医学科の獣医内科学研究室、産業動物内科学研究室、獣医外科学研究室、獣医臨床繁殖学研究室、獣医臨床放射線学研究室及び獣医寄生虫病学研究室（「以下「臨床系研究室」という。）を担当する教員
- (4) 獣医学科の臨床系研究室以外の研究室を担当する教員で、獣医師の資格を有する者のうちから学部長が委嘱した者
- (5) その他病院長が必要と認め、学部長が委嘱した者
- (6) 事務職員

(動物病院長)

第 4 条 病院長の選考については、別に定めるところによる。

第 5 条 病院長は、動物病院の管理運営の全般を総括し、重要な事項については学部長に報告しなければならない。

(運営委員会)

第 6 条 宮崎大学農学部附属施設規程第 5 条の規定に基づき動物病院運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第 7 条 委員会は、次に掲げる委員をもつて組織する。

- (1) 病院長
- (2) 専任教員
- (3) 獣医学科長
- (4) 各臨床系研究室から選出された教員 5 人
- (5) 臨床系研究室以外の獣医学科の研究室から選出された教員 2 人
- (6) 畜産草地科学科から選出された教員 1 人
- (7) その他委員会が必要と認めた者

第 8 条 前条第 4 号から第 7 号に規定する委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 9 条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 動物病院における学生の教育に関すること。
- (2) 病院長候補者の推薦に関すること。
- (3) 専任教員の人事に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) 組織の自己点検・評価に関すること。
- (6) その他管理運営に関する重要事項

(委員長)

- 第10条 委員会に委員長を置き、病院長をもつて充てる。
2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第11条 委員会は、委員の過半数の出席をもつて成立する。

第12条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

(幹事)

第13条 委員会に幹事を置き、専任教員をもつて充てる。

(事務)

第14条 委員会の事務は、農学部事務部において処理する。

(診療等)

第15条 動物病院の診療及び料金については、法令によるほか別に定めるところによる。

2 動物病院における診療は、専任教員並びに第3条第3号及び第4号に規定する職員が担当する。

(教育研究)

第16条 動物病院における学生の教育及び研究指導は、専任教員及び第3条第3号から第5号に規定する職員並びにその他の獣医学科教員が担当する。

第17条 教育又は研究の必要上、動物病院の施設設備等を使用する場合には、あらかじめ病院長の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 宮崎大学農学部附属家畜病院規程（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成19年5月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年12月19日から施行する。